

# 学校いじめ防止基本方針

神奈川県立大師高等学校

# 神奈川県立大師高等学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られる体制作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民等との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に関する活動への支援を行います。
- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていく。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制作りに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の変化を見逃すことなく見守っていくために、生徒と関わる時間を多くするように努めます。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査として「学校生活に関するアンケート」を年2回(6月・1月)実施します。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談をできるように教育相談体制の整備を行います。
- ・相談・通報のあった事案は「いじめ対策等検討会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### (3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合には特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、事実の有無の確認を行います。
- ・ いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
- ・ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ 事実関係を把握したら、いじめた生徒の保護者に迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うため、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- ・ はやし立てたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導します。
- ・ 状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・ いじめの解決とは、いじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、当事者を始めとし、周囲の生徒との関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目指します。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

## 3 「いじめ対策等検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策等検討会議」を設置し、年に4回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

### (1) 「いじめ対策等検討会議」の構成

教頭、生活G総括、生活G（各年次1名）、年次主任、教育相談コーディネーター、教育相談連絡会担当者（各年次1名）、養護教諭、（スクールカウンセラー）（兼任も可）

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

## (2) 活動内容

### 《 定例開催 》

- ・ いじめ防止等の取り組み内容の検討
- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 「基本方針」に関する教職員への啓発活動
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ 相談・通報で上がってきた事案に関する情報の収集と記録、共有

### 《 緊急開催 》

- ・ いじめの判断と緊急会議の招集
- ・ 情報の収集・記録と共有
- ・ いじめ事案への対応の検討、対応方針の決定
  - ・ いじめられた生徒の保護、いじめた生徒や周囲の生徒への指導・支援
  - ・ いじめられた生徒、いじめた生徒の保護者との連携
- ・ 神奈川県教育委員会への報告と警察対応（場合によっては通報）

## 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

### (1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

教頭、生活G総括、生活G（各年次1名）、年次主任、教育相談コーディネーター  
（スクールカウンセラー）（兼任も可）

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

### (2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

## 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること